

最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める意見書

日本の最低賃金は、都道府県ごとに四つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、秋田県を含む15県は790円である。これでは毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできない。

しかも、時間額で223円にまで広がった地域間格差によって、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いている。今、全国の多くの自治体が、人口減少に苦しんでいる。地域経済を再生させる上で、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることが、必要不可欠な経済対策である。私たちは、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の創設を求める。さらに、全国で「時給1,000円以上」を今すぐ実現し、1,500円を実現することを求めている。そのことで、1日8時間働けば人間らしく生活できる社会、次代を担う若者たちが自立できる社会が展望できる。世界の主要国では、全国一律が当たり前である。米国では、ニューヨーク州、カリフォルニア州などで最低賃金が時給15ドルへ引き上げられ、低賃金で働く人々の収入改善につながっている。今、日本でも、全国知事会が地域間格差の解消を求め、秋田県をはじめ多くの自治体が意見書を決議している。弁護士会や多くの政党が最低賃金の引き上げ、地域間格差の是正を求めている。日本の最低賃金の抜本的な改善を求める世論が広がっている。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費資産調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められない。また、若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万～25万円（税込み）の収入が必要との結果である。月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円前後が必要となる。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事こしや単価改善につながる施策の拡充が必要である。公正取引の観点からも、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要である。最低賃金を引き上げることによって、中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができる。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が求められている。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしている。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現することが必要である。このような趣旨から下記事項について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

1. 全ての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最賃制度」を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

令和2年3月17日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	様